第２６回対策本部会議において決定した市の対策・対応及び感染症対策関連の情報提供について

（令和３年１月８日１５時３０分現在）

１　対策本部会議において決定した対応・対策

（１）緊急事態宣言の発出について

緊急事態宣言の発出に伴い、我孫子市新型コロナウイルス感染症対策本部の位置づけを新型インフルエンザ等特別措置法第３４条第１項の規定に基づく対策本部とした。

【参考：法第３４条第１項】

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条　新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

２　市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

【参考：緊急事態宣言の概要】

緊急事態宣言に伴う、外出自粛や飲食店の営業時間の短縮、イベント等の開催制限については、別添資料１「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（令和３年１月７日千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部）」参照。

（２）飲食店への営業時間の短縮要請について

飲食店の営業時間の短縮および協力金等の情報については、我孫子市商工会および我孫子市食品衛生組合へ情報を提供するとともに、事業者向けメール配信も行う。

※別添資料２「新型インフルエンザ等特別措置法に基づく協力要請に応じていただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止協力金について」参照

（３）施設等の利用制限について

施設の閉館等については、県からの要請を踏まえ、集会施設、体育施設等については２０時以降については閉館とする。飲酒は終日禁止し、会食については自粛のお願いをする。また、調理室で作った料理は持ち帰るよう促す。

各施設の利用制限は次のとおりとする。

①近隣センター・市民センター　　※１月９日（土曜）から

・１７時閉館。

②あびこ市民活動ステーション　　※１月９日（土曜）から

・１９時閉館。

※千葉県福祉ふれあいプラザは、１月８日（金曜）から１月３１日（日曜）まで１９時閉館

③あびこ市民プラザ　※１月９日（土曜）から

・１７時閉館。

④我孫子地区公民館・湖北地区公民館　　※１月９日（土曜）から

・１８時閉館。

※アビスタの「喫茶ぷらっと」は通常どおりの営業時間（午前１１時から午後４時）

⑤我孫子市民体育館　※１月１２日（火曜）から

・２０時閉館

⑥学校施設開放

・２０時まで

・令和３年度の年間利用申請を延期

⑦学習支援支援事業「マナビトらぼ」我孫子教室・布佐教室　※１月８日（金曜）から

・休止

⑧手賀沼のうなきちさん家　※１月９日（土曜）から

・１９時閉館

⑨行政サービスセンター会議室（布佐・新木）　※１月９日（土曜）から

・１７時閉館

（４）その他

・小中学校の登校は通常どおりとする。

・部活動については、土日祝日の部活動は中止とする。平日は、短時間で実施する。

・学童保育、あびっ子クラブ、保健センターの健診等は通常どおり。

（５）イベント等の開催制限について

イベントの開催にあたっては、県からの要請の通りとする。

屋内：上限人数は、5,000 人かつ定員の半分以下

屋外：上限人数は、5,000 人以下かつ人と人との距離を十分に確保

２　感染症対策関連の情報提供

（１）新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について

現在、国では、新型コロナウイルス感染症のワクチンについて、２月下旬までには接種開始できるように準備を進めている。このような状況を踏まえ、千葉県では、県内市町村へワクチン接種体制を確保するよう依頼。市では、依頼を受け、健康づくり支援課内への「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室」の設置に向けて調整を進めている。

（２）感染者の発生状況について

別添資料３「感染者の発生状況について」

報道資料

千　葉　県

CHIBA

Chiba　Prefectural　Government

令和３年１月７日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和３年１月７日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき期間を２月７日までの間、実施すべき区域を千葉県を含む４都県として指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとすることとします。

これ以上の感染拡大を何としても抑え、医療崩壊を防ぐため、県民・事業者の皆様の一層の御理解・御協力をお願いします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

１　基本的対処方針の概要

○　これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。

○　緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。具体的には、飲食店に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。

２　県における基本的な考え方

①　国の基本的対処方針に沿った措置を行う。

②　感染リスクの高い場面、特に飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。

③　県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ２月７日までとする。

３　新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

（１）県民の皆様へ　【特措法第４５条１項】

○　不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、２０時以降の不要不急の外出の自粛を徹底してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

○　「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、別添の「１０のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「５つの場面」を参考に、感染対策を徹底してください。

（２）イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ　【特措法第２４条９項】

期間：令和３年１月１２日（火）から令和３年２月７日（日）まで

○　イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「３つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○　催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「３つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

○　開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

・　屋内、屋外ともに５，０００人以下

・　上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の５０％以内の参加人数にすること。　屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ２メートル）

※　上記の人数制限の基準は、令和３年１月１２日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

※　上記の人数上限以外の条件の詳細については、引き続き千葉ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください

URL:　https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html

（３）事業者の皆様へ　【特措法第２４条９項】

①　東葛地域※1及び千葉市の「酒類を提供する飲食店※2（カラオケ店を含む）」の皆様へ

【1月４日措置から酒類提供の時間を変更】

期間：令和３年１月８日（金）から令和３年１月１１日（月）まで

○　「２０時から５時」は営業しないでください。

○　酒類を提供する場合は１１時から１９時までとしてください。

○　業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※１　「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※２　食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者。
ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合を除きます。

②　県内全域の「飲食店※3」・「遊興施設※4のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

【1月４日措置から酒類提供の時間と対象を変更】

期間：令和３年１月１２日（火）から令和３年２月７日（日）まで

○　「２０時から５時」は営業しないでください。

○　酒類を提供する場合は１１時から１９時までとしてください。

○　業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※３　飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※４　ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

※　原則として、全期間御協力いただいた中小企業等の方には協力金を支給します。
※　申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

③　県内全域の事業者等の皆様へ

○　職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の７割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。

○　２０時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、２０時以降の勤務を抑制してください。

○　職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。

○　職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が

みられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等）や、「３つの密」や「感染リスクが高まる「５つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。

○　職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等の感染防止対策を実践してください。

○　街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。

○　新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛してください。

○　下表に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「３つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続をお願いします。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売　等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係　等	
国民の安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LP ガス、上下水道、通信・データセンター　等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販　等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販　等
	宅配・テイクアウト	―
	生活必需品の小売り関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア　等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師　等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医　等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分　等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者　等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者　等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備･サービス、自家用車等の整備　等
社会の安定の維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス　等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便　等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦　等

社会の安定の維持	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係　等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理　等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所　等

4　緊急事態措置とあわせたお願いについて

飲食店以外の施設の皆様へ

①　対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

期間：遅くとも令和３年１月１２日（火）から令和３年２月７日（日）まで

○　「２０時から５時」は営業しないでください。

○　酒類を提供する場合は１１時から１９時までとしてください。

○　上限人数は５，０００人かつ収容率は５０％までとしてください。

○　業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

②　対象：遊興施設※（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000 平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療当製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）、サービス業を営む店舗（1,000 平米超・生活必需サービスを除く）

期間：遅くとも令和３年１月１２日（火）から令和３年２月７日（日）まで

○　「２０時から５時」は営業しないでください。

○　酒類を提供する場合は１１時から１９時までとしてください。

○　業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※　ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

5　その他の事項

①　「Go To イート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけの期限「令和３年１月３１日まで」（現行）を「令和３年２月７日まで」に延長します。

②　「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止の期限を「令和３年１月３１日まで」（現行）を「令和３年２月７日まで」に延長します。

③　県が支援する団体バスツアーについて、支援停止措置の期限「令和３年１月３１日まで」（現行）を「令和３年２月７日まで」に延長します。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：　健康福祉部健康福祉政策課　TEL０４３－２２３－２６３０

一般問合せ：新型コロナウイルス対策本部　TEL０４３－２２３－４３１８

飲食店の営業時間短縮に関すること

取材対応：　健康福祉部健康福祉政策課　TEL０４３－２２３－２６３０

一般問合せ：新型コロナウイルス対策本部　TEL０４３－２２３－４３１８

ただし、協力金の申請手続に関すること

取材対応：商工労働部経済政策課　TEL０４３－２２３－２７０９

一般問い合わせ（専用コールセンター）　TEL０５７０－００３－８９４

Go to　イートに関すること（５①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課　TEL０４３－２２３－２７９０

一般問い合わせ（GoTo イート千葉県事務局）　TEL０５７０－０５２－１２０

ディスカバー千葉に関すること（５②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課　TEL０４３－２２３－２４８４

一般問い合わせ（一般コールセンター）　TEL０５７０－０５４－３８９

県が支援するバスツアーに関すること（５③関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課　TEL０４３－２２３－２４８４

一般問い合わせ（（公社）千葉県観光物産協会）　TEL０４３－２２５－９１７０

人との接触を８割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなた**と**身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省

2 スーパーは１人または**少人数で**
すいている時間に

3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、場所を選ぶ**

4 待てる買い物は
通販で

5 飲み会は
オンラインで

6 診療は**遠隔診療**
定期受診は間隔を調整

7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用

8 飲食は
持ち帰り、宅配も

9 仕事は**在宅勤務**
通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために

10 会話は
マスクをつけて

３つの密を避けましょう

1．換気の悪い**密閉空間**
2．多数が集まる**密集場所**
3．間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・咳エチケット・換気や、健康管理
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。
　人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
□地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底
□こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）　□身体的距離の確保
□ 「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
□ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
　もしくは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

□接触確認アプリの活用を
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□ オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「５つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば５人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

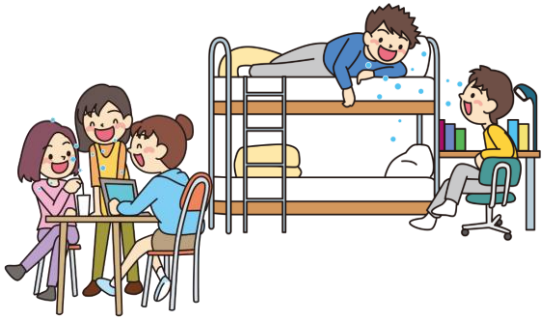

場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

別添資料２

掲載終了案件

更新日：令和3(2021)年1月8日 ページ番号：409440

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じていただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金について（1月8日以降の時間短縮分）

発表日：令和3年1月7日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月8日から2月7日までの間、営業時間を5時から20時（酒類の提供は11時から19時）までに短縮していただいた飲食店に対し、店舗ごとに下記の協力金を支給します

1 支給対象

（1）東葛地域及び千葉市の飲食店

ア　酒類を提供する飲食店
通常20時より後も営業している方
1月8日から新たに営業時間短縮要請に御協力いただく場合
最大186万円の支給

イ　酒類を提供しない飲食店
通常20時より後も営業している方
1月12日から営業時間短縮要請に御協力いただく場合
最大162万円の支給

（2）東葛地域及び千葉市以外の飲食

通常20時より後も営業している方
1月12日から営業時間短縮要請に御協力いただく場合
最大162万円の支給

※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。
※ 協力金の申請時に営業時間の短縮及び酒類の提供時間の短縮を行ったことがわかる書類を提供していただきます。参考様式を下記に掲載しておりますので、ご活用下さい。

2 本協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター
【電話番号】0570-003894
【受付時間】9時から18時まで（土・日・祝含む）

3 参考様式

別添資料３　感染者の発生状況について

１．月別感染者の発生状況

月別感染者数は、7 月から増え始め、10 月には一旦減少したが、11 月は感染者 69 人、**12 月は 137 人と、障害者福祉施設及び高齢者施設等における集団発生があり、患者が急増している 1 月は 7 日現在 19 人**となっている。

県全体としては、7 日に過去最多の 450 人感染者が判明し、6 日の 310 人を大きく上回り、過去最多を更新している。

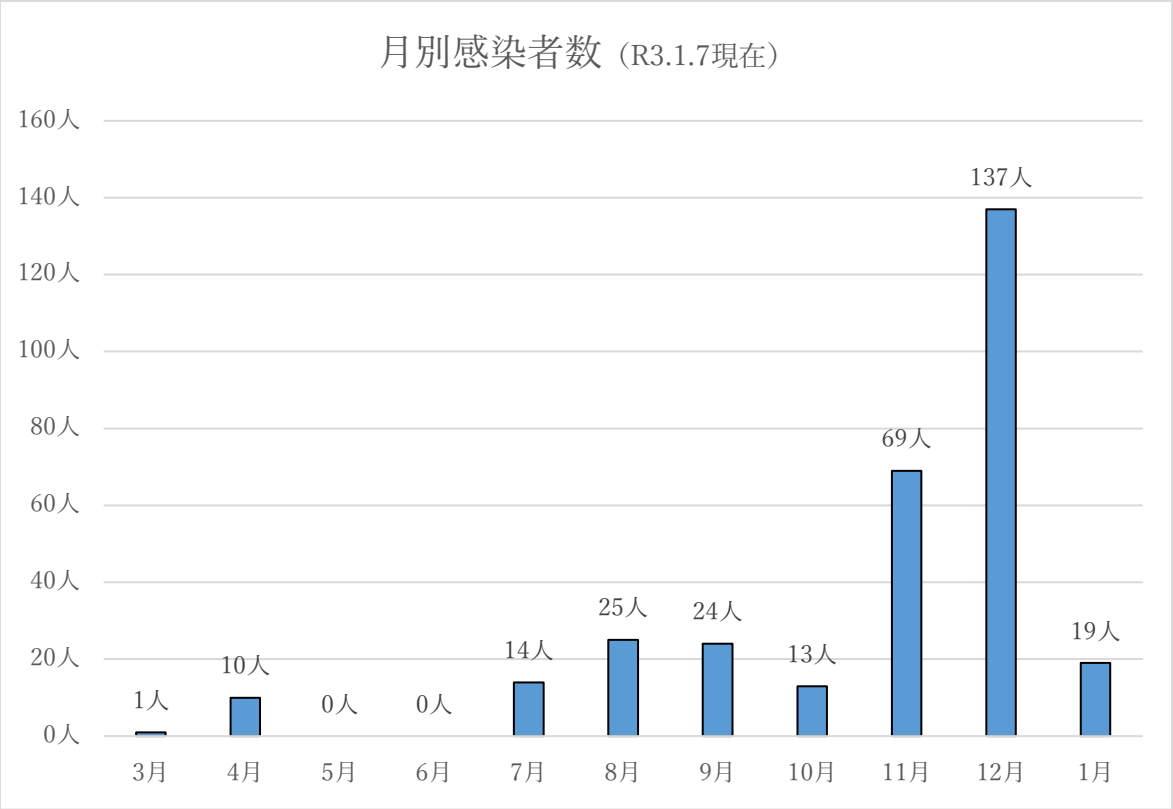

また、感染経路が判明している者が約 62%、不明・調査中・発表なしを合わせると約 38%となっている。

特に 1 月に入っていからは、県全体として感染者数が急増していることから、感染経路「調査中」が増加していることもあり、感染経路不明の割合が 12 月以前より高くなっている。

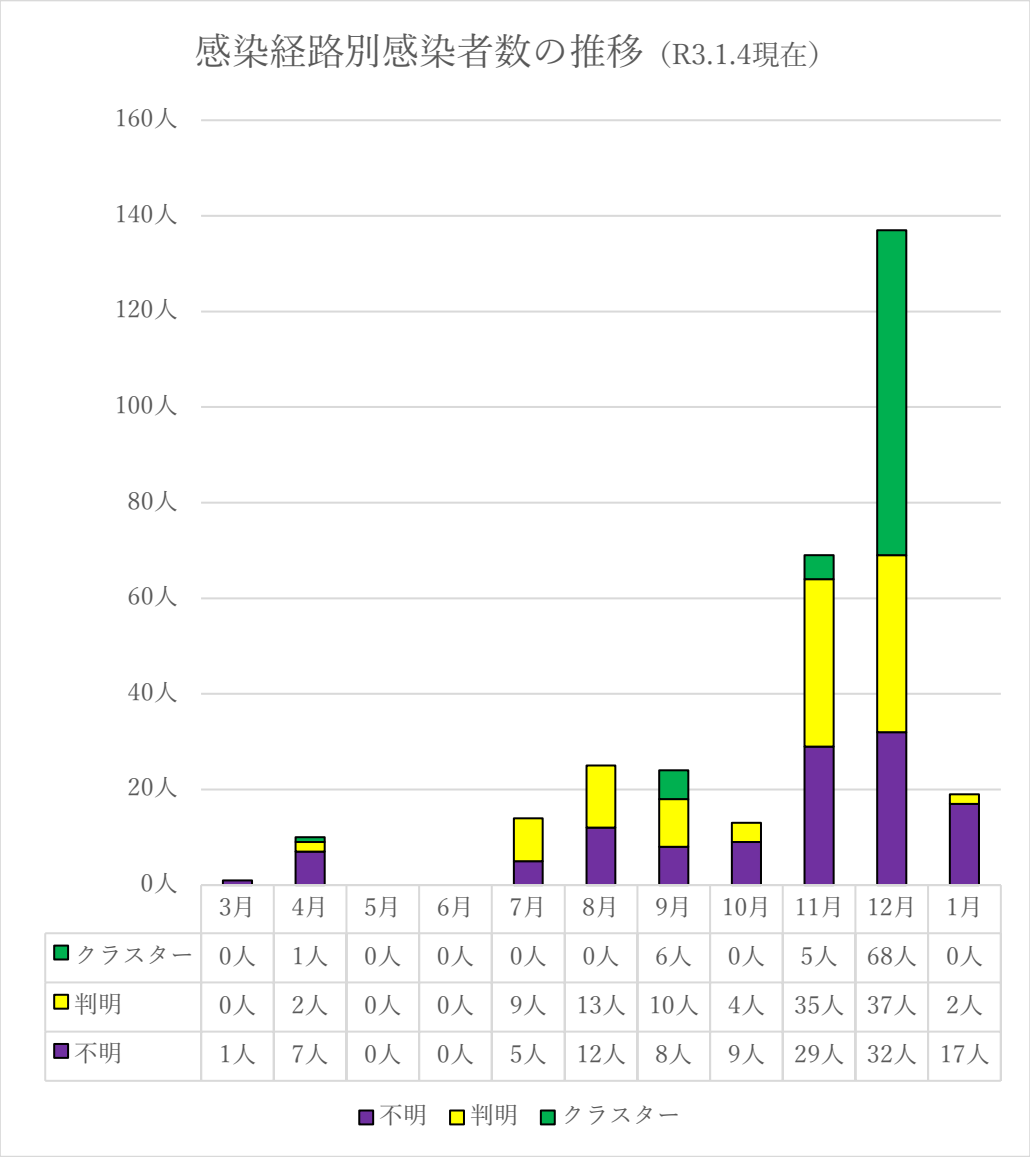

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
クラスター	0人	1人	0人	0人	0人	0人	6人	0人	5人	68人	0人
判明	0人	2人	0人	0人	9人	13人	10人	4人	35人	37人	2人
不明	1人	7人	0人	0人	5人	12人	8人	9人	29人	32人	17人

2．男女別発生状況

男女別感染者の発生状況は、男性の占める割合が高い傾向にある。

	我孫子市
男性	198 人（63.5%）
女性	114 人（36.5%）

３．年代別感染者の割合

12 月は障害者福祉施設及び高齢者施設等における集団発生があり、10 代 2 人、20 代 1 人、30 代 7 人、40 代 11 人、50 代 19 人、60 代 9 人、70 代 5 人、80 歳以上 14 人が集団発生の年齢構成となっている。集団発生を除くと 20 代の感染者が多い状況は続いている。

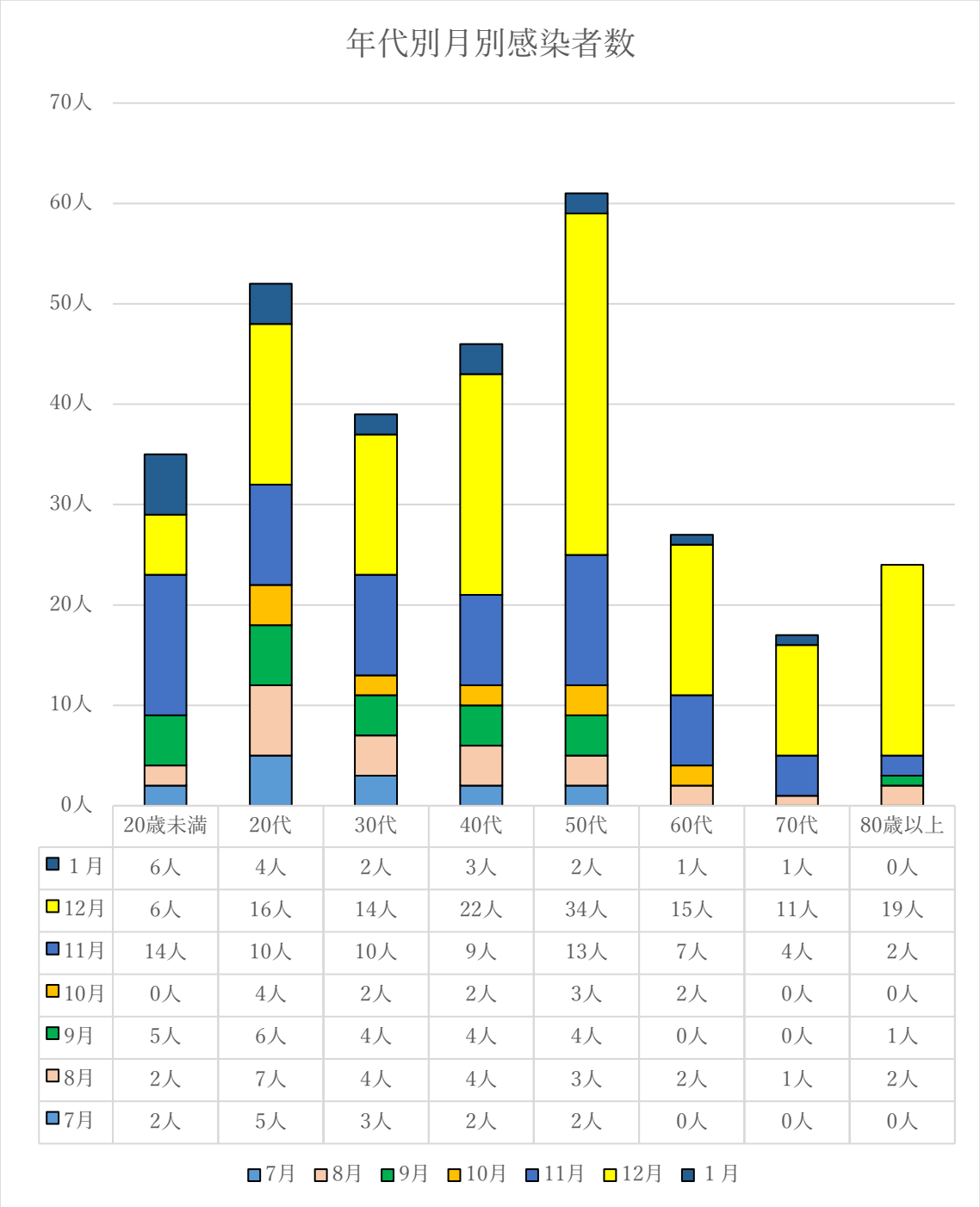

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
1月	6人	4人	2人	3人	2人	1人	1人	0人
12月	6人	16人	14人	22人	34人	15人	11人	19人
11月	14人	10人	10人	9人	13人	7人	4人	2人
10月	0人	4人	2人	2人	3人	2人	0人	0人
9月	5人	6人	4人	4人	4人	0人	0人	1人
8月	2人	7人	4人	4人	3人	2人	1人	2人
7月	2人	5人	3人	2人	2人	0人	0人	0人